

第7章

ミャンマーの安全保障展望と国軍

テイン・モン・モン・タン

はじめに — 選挙による文民政府と政治における軍

2010年11月7日に、国家平和開発評議会（SPDC）によって行なわれた総選挙は、包括性が欠如しているとともに、自由・公正さに欠けていると見なす欧米諸国及び野党から、失望や徹底的な非難の声さえ上がった。投票が、連邦連帯開発協会を前身とし、前首相兼退役将軍のテイン・セインが率いる連邦連帯発展党（USDP）が有利となるように操作されたという疑惑があったことで、1990年の選挙で大勝したが、ノーベル平和賞を受賞したアウン・サン・スー・チー書記長が自宅軟禁中であったために政党登録を拒否した国民民主連盟（NLD）によるボイコット及び不公平な選挙法に対する不満は、USDPの圧倒的勝利に影を落とすものであった。USDPは、国家レベルで下院（国民代表院）議席の79%以上、上院（民族代表院）では77%近くを獲得し、地方レベルでは実質的にすべての州及び管区で多数党となったことにより、管区及び州政府と同様に連邦政府を掌握する立場となった。SPDC議長のタン・シュエ上級大将及び副議長のマウン・エイ上級大将補は、選挙に立候補しなかったにも関わらず、国民代表院及び民族代表院により構成される最初の連邦議会（二院制議会）が招集された後に設立される新政府ないしはUSDPにおける指導者の地位に引き続き就任するという噂が絶えなかった¹。

SPDCによって、連邦議会及び地方議会による初の会期が、ネーピードー²で2011年1月31日に召集された時³、タン・シュエ上級大将及びマウン・エイ上級大将補を含

¹ これは、大統領及び副大統領（2名）は、2008年憲法（ミャンマー連邦共和国憲法第3章）によれば、議員から選出されなくともよいことになっているためである。

² 2005年からのミャンマーの首都名は、「royal abode = 王族の住居」という意味である。

³ ミャンマー連邦共和国憲法、2008年に国民投票によって承認され、同日施行された。

む軍部のかつての指導者⁴の大部分が、USDP所属国会議員として名前を連ねていた。2月4日の二院制議会では、テイン・セインが大統領に、ティハ・トゥラ・ティン・アウン・ミン・ウー（元 SPDC 書記兼退役將軍）及びサイ・マウ・カン（シャン族の医師）が副大統領にそれぞれ選出された。テイン・セイン大統領は、3月30日に、SPDC から権限を引き継ぐ新政府を発足したが、軍の重い遺産もまた引き継がれていることを示していた。大臣の約 85% は、退役上級將校、最高司令官から指名された現役將官 3 名及び非国会議員の退役將校 1 名である⁵。また大統領は、退役上級將校を地方政府（州及び管区）の首席大臣に任命している⁶。したがって、元上級將校及び現役士官により、連邦及び地方の両方においてミャンマーの行政府は支配されていることになる。さらに元 SPDC メンバーある退役中將が、強力な権限を持つ連邦選挙委員会⁷の新しい委員長に、退役將官が連邦公務院（UCSB）議長及び会計監査院長官⁸に指名されている一方で、最高裁判所長官及び憲法裁判所裁判長の地位は、国防省法務總監⁹を務めた元上級將校によって占められている。しかし憶測に反して、SPDC 首脳の 2 名は、2010 年 3 月 30 日に、軍を退役するとともに、SPDC 及びその下部執行団体の解散に伴い全ての要職からも退いている¹⁰。その後、軍部は、ミャンマーの政治的統治及び行政において、積極的な役割を果たしてはいない。

中央又は連邦レベルでは、軍の高級將校が大統領の権限に従っていることは明白であり、一方、地方レベル（公式に州又は管区と呼ばれる）においては、対応する地方軍管区とその境界が重なっているものの、現在のところ、その地方の軍司令官によって権限が行使されているのは軍事問題に限られており、その他全ての問題については、

⁴ 文民として選挙に立候補するため、軍を退役した。

⁵ 以下を参照。Order No. 4/2011, *New Light of Myanmar* (以後 *NLM*) , 31 March 2011, p. 9. 3 軍の代表は、国防大臣(6つの特殊作戦局のうち1つの責任者である少将)、内務大臣(特務作戦局長である中將)ならびに国境大臣(兵站局長である少将)のことを言う。内閣の中で唯一の国会議員で、大使である退役大佐が、外務大臣に任命された。

⁶ 以下を参照。President Office Order No. 9/2011, *NLM*, 31 March 2011, p. 10.

⁷ 以下を参照。Order No. 3/2011, *NLM*, 31 March 2011, p. 9.

⁸ 以下を参照。Order No. 6/2011 and Order No. 7/2011 respectively, *NLM*, 31 March 2011, p. 9.

⁹ 以下を参照。Order No. 2/2011 and Order No. 1/2011 respectively, *NLM*, 31 March 2011, p. 8.

¹⁰ 以下を参照。SPDC Notification No. 5/2011 to 8/2011, *NLM*, 31 March 2011, p. 8.

文民による地方政府に委ねられている¹¹。実際、地方の軍司令官は、(カチン州を除き)大統領から任命された元大臣又はそれよりも上級の将校に関連する主席大臣に従っているように思われる。

1 大統領主導の改革

テイン・セイン大統領は、就任後間もなく、経済及び政治改革に着手したが、これはミャンマーの政治情勢を知る多くの専門家にとっては驚くべきことであった。彼らの多くは、保守的な大統領及び「ラバースタンプ(十分に検討せずに認可する)」議会によって、SPDCの政策が継続されると予想していた。これらの取り組みは、当初は反体制運動及び欧米諸国の懐疑論者によって単に「表面的」であり、2014年の東南アジア諸国連合(ASEAN)議長国へのミャンマーの就任を確実にし、欧米諸国による制裁の解除要求を支援するとともに、国内外における正当性を獲得するために意図されたものとして退けられていたが、目に見える結果をもたらしている。2011年3月31日の施政方針演説¹²における、連邦政府議員及び連邦レベルの組織の首脳たちに向けた大統領の演説の中での「汚職のない政府」の公約及び「グッド・ガバナンス(良い統治)」の実践に始まって、その年の後半には改革の機運が高まってきた。その中には、数千人に及ぶ囚人の釈放¹³、人権に関する国内委員会の設立¹⁴、問題となっている中国による水力発電用大型ダム事業(カチン州のミッソングダム)の開発中止、近く行

¹¹ このような見解は、2011年6月、8月及び10月にネービーードー及びヤンゴンで行なった多くの人に対するインタビューの他、ミャンマーに注目するさまざまなウェブサイト、国営新聞及びミャンマー語で書かれた出版物から得られた情報に基づくものである。国家機関内の34段階順位付けに関する非公式な情報源によると、軍の最高司令官は第7位、地方の司令官は第27位で、連邦政府副大臣よりも上位に来ている。以下を参照。<http://moemaka.blogspot.com/2011/10/moemaka-order-of-thein-sein-aka-order.html>。

¹² 以下を参照。*NLM*, 1 April 2011.

¹³ 大統領による2つの恩赦は、2011年5月に行なわれた14,578人の釈放、及び同年10月に行なわれた6,359人の釈放で、それぞれ55人と220人の「政治犯」が含まれていたと報じられている。しかしながら政府では、「政治犯」という語を使用せず、全ての囚人について刑事犯罪により有罪になった者と見なしている。

¹⁴ 2011年9月5日に設立されたミャンマー国家人権委員会(MNHRC)は、元外交官、上級公務員及び学識者によって構成されており、憲法により規定された一般市民の基本的な人権を「促進」及び「保護」することを目的としている。

なわれる補欠選挙のため、NLD の政党再登録を可能にすることを目的とした、厳格な選挙法の軽減、及び NLD 書記長アウン・サン・スー・チーの対話を求める提案¹⁵と並んで、貿易と関税の自由化措置が含まれている。これらの改革に対して、各国政府及び国際社会では、ミャンマーにおいて、より開かれた、民主的な政治情勢がもたらされつつある前兆と見なすようになってきた¹⁶。この結果、ミャンマーと米国との関係において驚くべき進展が見られるとともに、ミャンマーにおける人権の向上及び自由民主主義の確立を求めて軍事政権に対して制裁措置を課していた英国、日本及び欧州連合との関係も改善された¹⁷。

2 軍における指導者交代

新憲法時代における、ミャンマー国軍 (MDS) を指揮する新しい世代の指導者の導入は、2010 年の第二、第三四半期に複数の段階を経て実施され、新政府の発足と足並みを揃えて、ミン・アウン・フライン大将 (元統合参謀本部長、軍首脳序列第 3 位) 及びソー・ウィン中將 (元特殊作戦局長又) がそれぞれ最高司令官及び副最高司令官に指名されたことで一段落した。軍上層部の指導体制の変化は、1988 年 9 月のクーデター勃発以来、MDS を指揮していた指導者達より 20 歳ほど若い、フレッシュな将官集団が表舞台に出てきた。新たな軍指揮階層 (第 1 軍) を、クーデター勃発時及びその後の SPDC 発足時と比較したものを表 1 に示す。最高司令官室の幹部及び特殊作戦局の作戦指揮の下で、別の将官集団が地域軍区司令として任命されている。彼らは、表 1 に記載の通り、最高司令官の後にいくつかの集団が存在する格好となっている (軍事訓練機構の卒業年で区分)。

¹⁵ この中には、2011 年 8 月 19 日に行なわれた大統領及び野党代表アウン・サン・スー・チーとの会談、2011 年後半に行なわれた、アウン・サン・スー・チー及びアウン・チャー連絡担当大臣による一連の実質的な対話が含まれている。

¹⁶ ミャンマーは、2011 年 11 月の第 6 回東アジア首脳会議 (バリ島) において、2014 年の ASEAN 議長国としての ASEAN 諸国の指導者からの委任を確実なものとした。しかし、通常のアルファベット順での議長交替に従うならば、次はラオスが議長を務めることになる。これについては、新政府の国際的な立場が強化されたことを示す重要な実績であると見なされている。

¹⁷ この結果、EU 高官の訪問、英国及び日本からの大臣の訪問が行なわれた他、2011 年 12 月の、クリントン米國務長官の訪問が注目を集めた。

表1 軍首脳部の世代交代

官職	1988年9月	1997年11月	2011年12月
最高司令官	ソー・マウン大将 (OTS 6)	タン・シュエ上級大将 (OTS 6)	ミン・アウン・フライン 大将 (DSA 19)
副最高司令官	タン・シュエ中将 (OTS 9)	マウン・エイ大将 (DSA 1)	ソー・ウィン中将 (DSA 22)
統合参謀 本部長	n.a.	n.a.	フラ・ティ・ウィン中将 (DSA 20)
軍務局長	アウン・イエン・チョー 准将 (OTS 6)	ウィン・ミン中将 (OTS 28)	キン・ゾー・ウー中将 (OTS 56)
兵站局長	フォン・ミン少将 (OTS 9)	ティン・フラ中将 (DSA 3)	ウェイ・ルウェン中将 (DSA 18)
特殊作戦 局長1	セイン・アウン少将 (OTS 10)	ティン・ウー中将* (OTS 22)	ミン・ソー中将 (OTS 61)
特殊作戦 局長2	チット・スウェ少将 (OTS 8)	--	アウン・タン・トゥ中将 (DSA 20)
特殊作戦 局長3	n.a.	n.a.	フラ・ミン中将 (DSA 22)
特殊作戦 局長4	n.a.	n.a.	テット・ナイン・ウィン 中将 (OTS 56)
特殊作戦 局長5	n.a.	n.a.	--
特殊作戦 局長6	n.a.	n.a.	--
軍保安局長 (諜報)	キン・ニユン准将 (OTS 25)	キン・ニユン中将 (OTS 25)	チョー・スウェ中将 (DSA 22)

注記:n.a.= 該当無し、--= 空欄、OTS= 士官養成学校卒(大卒相当)、DSA= 国防士官学校卒(高卒相当)。

* ティン・ウー中将は 2001 年にヘリコプター事故で死去。

出典: Maung Aung Myo. *Building the Tatmadaw: Myanmar Armed Forces Since 1948* (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2009)、及び筆者による調査。

3 ミャンマー国軍と国家安全保障

選挙によるティン・セイン文民政府の下で、ミャンマー国軍(MDS)、すなわち、ミャンマー語でいうタツマドゥ(文字通り王立軍を意味する)は、その行政、司法、財政及び作戦事項において、相当の自由を享受している。しかし MDS の最高司令官は、

大統領が任命したのにも関わらず、指名された最高司令官として、MDS を事実上完全に統帥している。MDS の政治的な役割は、国防大臣、内務大臣及び国境大臣の指名に関する一連の憲法上の義務だけでなく、最高司令官が指名する連邦議会及び地方議会における軍部代表者の 25% の定数によって保証されている¹⁸。

大統領は、両院議会を前にしたその就任演説において、国家の独立闘争ならびにそれに続く、連邦の防衛及びその領土の保全における、MDS の役割について認めている¹⁹。また同じ演説の中で、ミャンマーが、「軍事力」を含む「3 種の力」を持つ必要性について次のように述べている。

軍事力に関して、我々は、独立及び主権を永久に保つため、祖国を強くしていく義務を何世代にもわたって受け継いでいかなければならない。我が国が強い軍隊を持たないのであれば、他国の覇権に直面することになる。我が国は、何千年にもわたって、君主の下での主権国家として存続した。しかし、コンバウン王朝後期において、我が国は、何ら強硬な抵抗を試みることなく、植民地として隷属することになった。それは、強力なタツマドウが存在しなかったためである。もし我々が国防の問題を真剣に受け止めないのであれば、新たな植民地主義の支配下に再び落ちることになるだろう。我が国は、地理的及び経済的に戦略的に重要な位置を占めていることから、新植民地主義による、内政問題への干渉が懸念されることは十分に理解できるだろう。

そのためにも、我が国には世界に冠たるタツマドウが必要なのである。国民全員が共同して、現在あるタツマドウを、強力かつ有能で、愛国心に満ちた近代的なタツマドウにしていかなければならない。全国民に、祖国を守る責任がある。したがって、国民は、祖国を守るという本分を尽くさなければならぬのである²⁰。

¹⁸ 詳細については以下を参照。Tin Maung Maung Than, "Tatmadaw in Transition: Dealing with Internal Conflict," in V.R. Raghavan ed., *Internal Conflict in Myanmar: Transnational Consequences* (New Delhi: Vij Books, 2011), pp. 13-37. 事実上、軍からの議会への被指名者の全員が、尉官及び佐官であったことが明らかになっている。

¹⁹ 以下を参照。speech in *NLM*, 31 March 2011.

²⁰ 同上。あと 2 つの必要な力とは、「政治力」及び「経済力」である。

これに従い、SPDC 政権の下で断行された MDS の近代化は、主たる装備基盤及びシステムに関する新たな指令は出されていないものの、現政権においても引き続き行なわれている²¹。

1948 年の独立以来、ミャンマーの軍部の支配による安全保障体制によって受け入れられ、武装反乱ならびに外国からの侵略及びテロ行為の可能性といった「ハード（軍事力）」な安全保障の課題を前提とした「現実主義者による」国家安全保障パラダイムにおける実質上の変化を示す証拠も見られない²²。軍事政権下のミャンマーは、軍首脳が軍事政権によって表明及び定義されるものとして軍の集团的利益と国益を融合させる典型的な「国家安全保障国家」であった。ネーションとステートは同義であり、体制と国家は融合したものとなる。このような展望は、現在の MDS においても継続しているように思われるが、政府全体及び議会では、開放性及び透明性を持った、国民の要望への対応の早い、グッド・ガバナンスを新たに強調しており、国家安全保障を定義する上での「人間の安全保障」という要素、ならびに抗議行動、移民、麻薬、世界的流行病及び人身売買といった、「ソフト（文化政策）」な安全保障の課題、すなわち非伝統的安全保障（NTS）問題の可能性について考慮する必要性を認められているように思われる²³。SPDC の統治下において、政府及び MDS は、共生関係にあり、「ハード」及び「ソフト」、すなわち「伝統的」及び「非伝統的」安全保障問題は、MDS の権限内にあると見なされる場合があった。しかしながら、この新しい立憲政治体制の下では、民間及び軍の機関の間にある一連の権限及び責任ははっきりと区別されており、これまでのところは、「ハード」及び「ソフト」な安全保障問題を含む、広義の国家安全保障パラダイムの下であっても、MDS に代表される国防分野が「ハー

²¹ 以下の例を参照。Hseng Khio Fah, “Chinese made military trucks arriving at border raises question,” Shan Herald Agency for News, 30 June 2011, at <http://www.shanland.org/>; “Myanmar military will attend military course in Malaysia,” *Radio Free Asia* (Burmese), 22 October 2011 at <http://www.rfa.org/burmese/> 及び Francis Wade, “Russia closing deal over 20 fighter jets,” *Democratic Voice of Burma*, 4 August 2011, in online newsgroup *BurmaNet News*, 4 August 2011.

²² Tin Maung Maung Than, *op. cit.*, pp. 14-16. 新任の最高司令官による国防及び安全保障に関する見解は、以下の例を参照。The speech of General Min Aung Hlaing at passing out parade of the 54th intake of the Defence Service Academy on 9 December 2011, reported in *NLM*, 10 December 2011.

²³ この解釈は、国営新聞で報じられた議会の議事録ならびにヤンゴン及びネーピードーの公務員、市民社会活動家及び大統領顧問との対話に対する、筆者の見解に基づくものである。

ド」な安全保障問題のみに取り組むように制限するために、分離されているように見える。したがって、この研究の残りの部分では、武装反乱の問題、民族停戦グループ（CFG）との関連性及び国際安全保障への懸念に関連した、2011年における重要な進展のみを強調することにする。

憲法において、大統領主導による、国家安全保障の保護を目的とした国防・安全保障評議会（NDSC）の設立が明記されており、このためNDSCは、「ハード」及び「ソフト」問題の両方についての国家安全保障問題に関する最終的な行政機関であると見られている。NDSCは、大統領、副大統領2名、連邦議会の議長2名、MDS最高司令官及び副最高司令官、国防大臣、外務大臣、内務大臣ならびに国境大臣という11名から構成されている²⁴。

4 国内の安全保障課題——紛争から平和へ?

国内の安全保障課題の基本的状況は、新憲法の発効後においても変化していないように思われる。これは、新憲法の施行後最初の数ヶ月において、シャン族及びカイン族による反乱が依然として衰えず、国境警備隊（BGF）²⁵又は地方民兵組織として軍に組み込まれるというMDSの計画の受入を拒む主要なCFGの反抗が続いているためである。SPDCの統治が終わるまでの数ヶ月間、CFGと政府間の緊張は、新政府が、2010年に最終期限を過ぎているため、全ての停戦合意は無効となっているという前提に基づいて行動をとったことにより、悪化の一途をたどっていた。2011年6月に、シャン州及びカチン州において、MDSの部隊と、カチン独立機構（KIO）の軍事部門であるカチン独立軍（KIA）との間に戦端が開かれた。カチン族のCFG

²⁴ 大統領は退役大将であり元軍副参謀、副大統領の1人は退役大将であり元兵站総局長、下院議長は退役大将であり元統合参謀本部長、上院議員は退役少将、国防大臣、内務大臣及び国境大臣は、現職の中将、ならびに外務大臣は退役大佐である。全体として、5人の現職将校及び5人の退役将校がNDSCに含まれている。サイ・マウ・カン副大統領だけが文民である。

²⁵ 憲法における、MDSから独立した軍隊を禁止する定めに従い、SPDCは、2009年初頭にCFGに対して、新憲法の施行前に、その軍隊の兵力を減じ、命令系統を切り離した上で国境警備隊（BGF）、又は地方民兵組織（BGFよりも地位は低く、部隊も縮小される）に転じることを要求している。BGFの構造は、重装備の旅団を構成する独立部隊を有する、以前のCFG（ワ族、シャン族及びカチン族）の構造とは対照的に、MDSにより厳重に監視された、より小規模の、軽装備の歩兵大隊となっていることが報じられている。

は、MDS が、1994 年 2 月に結ばれた最初の停戦協定によって合意されたカチン族の領域に侵入したと主張しており、一方の政府側は、インフラ開発及び水力発電計画の警備のため派遣された MDS の縦隊を攻撃することで、地域開発を妨害したとして、KIA を非難している。その後数ヶ月にわたり、南部シャン州軍 (SSA-S、CFG ではない) 及び KIA との戦闘が続いた結果、1 万人もの国内避難民 (IDP) が出ることになり、ワ族及びモンラ族の CFG (やはり、BGF 体制への参加を拒否) との緊張も増してきている。カイン族の CFG である民主カレン仏教徒軍 (DKBA) の主要 1 部隊が、BGF 体制への参加に合意していたのにも関わらず、政府との戦闘状態に戻ることであり、状況は悪化している。

その一方で 8 月 18 日には、連邦政府から、全ての武装民族集団に対して、二段階のプロセスに基づいた和平会談の提案が発表された。

2. 第 1 段階として、武力衝突の解決による和平を求める国内の武装民族集団は、準備計画を開始するために、集団として関連する州又は管区の政府に対する接触を認める。
3. 準備計画の完了次第、政府は、和平会談チームを編成する。これに従い、政府は国内の武装民族集団を和平会談に招くことを発表する²⁶。

政府からの和平提案に対する、CFG 及び非民族停戦グループからの最初の反応は懐疑的なものであり、その代わりに、政府による一方的な全面停戦を要求するとともに、政府の分割統治政策を非難した。政治及び軍事同盟を締結している、統一民族連邦評議会 (UNFC) の 12 のグループは、2011 年初頭に、評議会のグループとして、政

²⁶ Union Government Announcement No. 1/2011, *NLM*, 19 August 2011.

府が提案するグループとしての取り決めに拒絶するという立場を共同で表明した²⁷。州当局とそれぞれに交渉するという提案は、多くの武装民族集団が、2つ以上の州で活動を行っており、現地では部隊を分離して行動させている点から、実際的ではないとも見なされていた。

その一方で、強力な軍事力を持つワ族の武装集団(地域的にはワ州第2特別区)は、BGFへの参加を拒否しただけでなく、2008年憲法に対しても不満を表明していたが、モンラグループと呼ばれる東部シャン州民主民族同盟軍(NDAA-ESS、地域的にはシャン州第4特別区であり、隣接するワ族とは密接な協力関係にある)とともに、政府による和平の提案を受け入れる準備があることを示し、9月及び10月にシャン州(地方)当局との交渉に入った結果、それぞれのグループが、10月初めには、暫定停戦協定に合意している。その後12月には、ワ族及びモンラ族のグループが連邦政府代表と会合を行ない、各地域における社会経済的開発及び、議会の代表を通じての政治プロセスへの積極的な参加を認める、類似の性質を有する協定に署名した²⁸。

一方政府は、二段階交渉という姿勢を緩和させ、議会主導による連邦政府レベルでの和平調停グループを設置した。また、政府大臣が主導する市民社会における対話者によって、武装民族集団との非公式な対話を行なう義務を負う作業グループが設置されることになった。その結果、武力闘争に戻ったDKBA部隊は、連邦当局との交渉の席に着くことになり、12月半ばには以前の状態を取り戻すことになった²⁹。さらに、イワード・サークが率いる、シャン族の非CFG武装集団(南部シャン州軍)は、クンサが率いるモン・タイ軍が1996年1月に投降した後、独立した一派だが、11月には

²⁷ 以下を参照。Saw Yan Naing, "Ethnic armies reject piecemeal peace talks," *Irrawaddy online*, 19 August 2011, at http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=21930. UNFCは、以下に示す、軍事部門を持つ、9つの主要な民族グループ及び2つの小グループによって構成されている。カチン独立機構(KIO、CFGの1つ)、カレンニー民族進歩党(KNPP、1年後に停戦を中断)、新モン州党(NMSP、CFGの1つ)、カレン民族同盟(非CFG)、パオ民族解放機構(PNLO、非CFG)、カチン民族機構(海外のカチン政治グループ)、アラカン民族評議会(ANC、非CFG)、チン民族戦線(CNF、非CFG)、シャン州進歩党(SSPP、非CFG)。

²⁸ 2011年12月28日に結ばれたワ族との協定については、以下を参照。*NLM*, 29 December 2011. 2011年12月30日に結ばれたモンラ族との協定については、以下を参照。*NLM*, 30 December 2011.

²⁹ 以下の例を参照。Min Thet, "Burmese government and Kalo Htoo Baw sign peace agreement," *Mizzima News*, 13 December 2011 online at <http://bnionline.net/index.php/news/mizzima/12274-burmese-government-...>

作業グループとの事前協議を始め、12月2日には、シャン州当局との間で、シャン州復興評議会（RCSS、その政治部門）と称する予備停戦協定が合意された³⁰。

この後で、信頼醸成のための非公式な対話が、カレン民族同盟（KNU、最も長く反乱活動を行なっている）と同様に、UNFCのカチン族、チン族、モン族及びパオ族のメンバーと作業グループとの間で行なわれた。

それにも関わらず、12月10日に、MDSの最高司令官に対して、自衛を除く、KIAに対する軍事活動を中止する大統領命令が出されたものの、激しさの度合いは低くなったとは言え、KIA及びMDS間での戦闘は継続された³¹。さらに、UNFCが12月初めに発表した、12月半ばに連邦軍（FUA）を創設する決定は、継続中の和平交渉に対して害を及ぼすものであった³²。カチン族及びシャン族の地域における戦闘は、2012年においても散発的に継続されており、和平プロセスの進展を妨げる脅威となっている。

全体として、武装民族集団との和平に関する問題は、現時点では、重大かつ微妙な段階にあり、MDSは、連邦政府に従い、理解を促進し、信頼関係を構築するとともに、憲法ならびに主権国家及びその領土保全に関する正当な利益を守ることが期待されている。これは困難な課題であり、新任のMDS指揮官が平和及び平穏を求める国民の願望に従って行動することができるかどうかはいまだ不明である。

5 密売その他の麻薬問題

麻薬製造及び密売の問題は、立憲政治の下で、新たに機能するMDSの義務に関連する唯一のNTS問題である。この問題が依然として残っているのは、主として、政府が、武装民族集団（CFG、非CFG及び地方民兵組織）との完全な協力を行なうことができないためである。これらの武装民族集団は、麻薬及び向精神薬の

³⁰ 以下の例を参照。“SSA: Technicalities of ceasefire still need to be worked out,” *S.H.A.N./Independent Mon News Agency*, online at <http://bnionline.net/index.php/news/imna/12263-ssa-...>

³¹ 以下の例を参照。Ba Kaung, “Stop Offensive President’s Ceasefire Order Fails to Stop Offensive,” *Irawaddy online*, 28 December 2011, at http://www.irawaddy.org/print_article.php?art_id+22741.

³² 以下の例を参照。“UNFC to form Union Army at last,” *S.H.A.N., online*, 3 December 2011 at <http://bnionline.net/index.php/news/shan/12207-unfc-...>

製造及び密売が、それぞれの地域内で行なわれていることで非難されている。実際、MDS 及びシャン族の武装集団の間で戦闘が再開されたことが状況を悪化させているとの報告がある³³。また、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) も、アヘンに関する年次調査の中で、2011 年におけるケシの栽培地域が 14% 増加しているのに対して、撲滅地域は 15% も低下していると報告されている³⁴。MDS は、ケシの栽培農園の物理的な破壊及び、麻薬密売の禁止において主要な役割を果たすことが期待されているが、カチン族及びシャン族の武装民族集団が、このような活動の妨げになる可能性があると思われる。

6 国際安全保障問題

ミャンマー政府は、MDS による対応を必要とするような、際立った国際安全保障問題には現在のところ直面していない。タイとの国境問題は未解決のままではあるが、隣接するこの両国の関係は、ミャンマー初となる、ミャンマー南部の経済特区開発にタイが関与することになったため、これまでになく良好なものとなっている³⁵。バングラデシュとの海上境界線については、2008 年 11 月における海上での衝突の原因となり、その後数ヶ月にわたって緊張状態が続いた。しかし両国間で、ドイツのハンブルクにある国際海洋法裁判所 (ITLOS) から裁定を求めることで合意が結ばれている。その間にミャンマーでは、2011 年に、3 軍 (陸軍、海軍、空軍) の長を、別々にバングラデシュに親善訪問させる軍事外交が行なわれており、これに従い、海上紛争、麻薬密売、人身売買及び難民の問題によってもたらされた緊張状態が緩和されてい

³³ 以下を参照。“Chemists displaced by war moving east,” *S.H.A.N. News*, 17 February 2012, online at www.bnionline.net/index.php/news/shan/12653-...

³⁴ アヘンの総生産量は、収穫量の低下に伴い、5% の増加にとどまっているのに対して、平均出荷価格は 48% も増加している。以下を参照。UNODC, “South-East Opium Survey 2011: Lao PDR, Myanmar,” Vienna, UNODC, n.d., p. 41.

³⁵ 以下を参照。Thein Swe, “Myanmar,” in *Regional Outlook, Southeast Asia 2012-2013* (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2012), p. 169.

る³⁶。政府及び MDS が抱える唯一の重大な懸念は、ミャンマーと朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との軍事関係の状態について、依然として残されている問題である。

7 北朝鮮との関係

2010年6月に、軍技術者（少佐）が、核関連実験に関する極秘文書、ならびにミサイル及び核分裂生成物の開発を行なっているとされる施設内の機器の写真を持って亡命したことにより、極秘裏でのウラン濃縮計画の存在及び、ロシアで訓練を受けた軍事技術者による二重用途精密機械の操作に関する憶測が、再び浮上してきている。ミャンマー政府は、ミャンマー国内における核兵器計画を行なう意図及び能力の存在を断固として否定していた。それでも論争は続けられ、関連する米国大使館の電報がウィキリークスにより暴露されたことで、論争は白熱化した。そして、国際原子力機関（IAEA）による透明化及び調査に対する要請が出されることになった³⁷。下院のトゥラ・シュエ・マン議長は、陸軍大將だった2008年11月に、軍事代表団として北朝鮮を訪問し、軍事協力を調印しているが、北朝鮮の支援による核開発計画は一切存在しないことを明言している³⁸。そして最終的にテイン・セイン大統領が、シンガポール訪問中に、「欧米諸国からの疑念に基づく、事実無根の陳述」に対する政府の反論

³⁶ 以下を参照。Maung Aye, "High-level Myanmar military delegation arrives in Bangladesh for the third time in a year" (in Myanmar), *Narinjara News*, 13 December 2011, at www.narinaja.com/detailsbur.asp?id=3659 及び "1,768 Rohingya repatriated to Burma from Bangladesh in 2011," *Kaladan News*, 3 January 2012, at www.bnionline.net/index.php/newskaladan/12402-1768-rohingya-repatriated-to-burma=...

³⁷ 懐疑的な意見については、以下の例を参照。Stephen Engelberg, "Experts, intelligence agencies question a defector's claims about Burma's nuclear ambitions," *knoxnews.com*, 14 November 2010, www.knoxnews.com/news/2010/nov/14/experts-intelligence-agencies-question-... また、主張に対する同情的な意見については、以下を参照。Simon Roughneen, "Nuclear Confusion," *Irrawaddy*, 27 October 2010, online at www.irrawaddy.org/print_article.php?art_id=19836; Ashish Kumar Sen, "IAEA seeks permission from Myanmar for nuke inspectors to visit," *Washington Times*, 14 January 2011, in *BurmaNet News*, 14 January 2011.

³⁸ 以下の例を参照。Saw Yan Naing, "Shwe Mann denies nuclear program," *Irrawaddy*, 7 December 2011, in *BurmaNet News*, 7 December 2011.

について再度言及し、北朝鮮から核兵器を入手した事実はないと断言した³⁹。

それにも関わらず、国連の制裁に違反する、短距離ミサイル開発及びその他の軍事的拡散問題に関する北朝鮮との協力体制は、特に米国からは、依然として問題視されており、MDS は、兵器及び軍事的インフラの主要な供給源である北朝鮮との関係において慎重な姿勢を取らなければならなくなっている⁴⁰。伝えられるところによると、大統領は、2011年12月に訪緬中のヒラリー・クリントン米国务長官に対し「ミャンマーは、北朝鮮からの兵器の輸出を禁止する国連決議に従う」ことを「確約」したとのことである⁴¹。

結論

ミャンマーにおける、主として国内の安全保障問題の性質は、ここ数年で、事実上変化していない。11月の選挙後に新たな立憲政治が権限を持つことになると言っても、ミャンマーの安全保障（政権及び国家の両面に対する）を最終的に保証する存在としての、MDSの役割及びその安全保障の展望についても、重要な変化は認められていない。しかしながら、文民政府の下での憲法による統治の到来は、皮肉なことではあるが、新しい政治体制へのCFGの参入及びその軍事部門の動員解除に関する問題を浮き彫りにすることになった。これはおそらく、MDSは、この問題を解消するための最善の手段ではないという、ミャンマーにとっての安全保障に関する最大の課題と言えるだろう。それは、戦闘が再開されていることに関連する、国内及び地方における深刻な意味合いがあるとともに、行動に関するMDSの自由が、新たな政治環境によって制限される可能性があるという理由からである。

軍は、NDSCを通じて、国家安全保障に対する影響力を持つことになると思われる。しかしながら、1988年9月から2011年3月まで、軍事政権下において軍が行使し

³⁹ 以下を参照。“No nuclear trade with N Korea,” *Agence France Presse*, 31 January 2012, in *BurmaNet News*, 31 January 2012.

⁴⁰ 以下の例を参照。“North Korea: Clinton,” *Global Security Network online newsgroup*, 1 December 2011; and Joshua Kurlantzick, “North Korea and Kim Jong-il: The Myanmar Element,” Council on Foreign Relations (ブログより), 20 December 2011, in *BurmaNet News*, 20 December 2011.

⁴¹ *Ibid.*

ていた絶対的な権力及び権限は、もはや持続することは不可能である。これは MDS が、憲法と、その結果として生み出される、連邦議会及び地方議会の両方が代表する、選挙によって選ばれた政府及び議会の権限ならびに法的枠組みによって制約を受けることになるためである。このことは、国家安全保障を守り、強化していくために MDS が実施する措置と関連して、重大な意味を持つ可能性がある。

